

平成20年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成20年10月17日 開会

）

平成20年10月17日 閉会

吉田町議会

平成20年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月17日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第62号の上程、説明	4
○議案第62号の質疑、討論、採決	6
○町長あいさつ	16
○議長あいさつ	17
○閉会の宣告	17

開会 午前 9時00分

○事務局長（芝原弘幸君） おはようございます。

それでは、開会に先立ちまして、相互のあいさつを交わします。

恐れ入りますが、御起立をお願いします。

一同、礼。

おはようございます。

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日、ここに平成20年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様には、議員活動に名実のない日々を送っておられることと思いますけれども、お忙しい中、貴重な時間をお割きいただきまして、まことにありがとうございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成20年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、4番、杉村嘉久君、5番、藤田和寿君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（吉永満榮君） 続きまして、議案上程を行います。

第62号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についてを上程します。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につき

まして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、契約の変更について1件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第62号議案は、平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についてでございます。

本議案は、吉田町立さゆり保育園改築工事につきまして、一般競争入札により当初契約金額3億7,275万円で請負契約を締結したものにつきまして、662万6,550円増額し、3億7,937万6,550円で、大河原建設株式会社代表取締役社長、朝倉純夫と請負契約の変更を締結するのにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

社会福祉課長、八木大作君。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

○社会福祉課長（八木大作君） 第62号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページと参考資料ナンバー1をごらん願います。

本年6月の議会定例会におきまして議決いただきました平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約につきまして、施設の安全性、建築確認申請時の指摘事項への対応と、また土地利用対策委員会における措置検討事項や新たに発生いたしました事項への対応等に基づいて設計を見直した結果、契約金額が変更されますので、請負契約の変更について議会の議決をお願いしようとするものでございます。

変更後の請負金額は、請負比率から算出しました662万6,550円を増額いたしまして、3億7,937万6,550円とするものでございます。

変更の内容は、参考資料にございますように、7項目の変更や追加工事を行うものとしております。これらの工事につきましては、保護者の皆様方が子供たちを安心して通園させることができる園舎にするために必要な対応でございます。また、建築確認時の指摘事項と設計の段階では予知できない地下埋設物の除去に係る経費等の必要不可欠の追加工事でございます。

この変更契約につきましては、10月15日付で仮契約を締結してございますが、これを本契約とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、第62号議案の説明でございます。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満栄君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満栄君） 日程第3、第62号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより第62号議案についての質疑を行います。

質疑ありますか。

10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

新しく出されました変更項目、7項目の中で、6項目めの確認申請許可条件に伴う追加ということで質問させていただきます。

この間の全員協議会で、私はこれに関しては消防署のほうで先に見てもらわんじやないかという発言をいたしました。自分もあれから再度いろいろ調べた結果、建築基準法にかかわることは消防署ではチェックしないということがわかりましたので、そのまま通ったという課長の言葉は正解であるということで、私は確認をいたしました。

それから、それにしてもこの追加条件ですけれども、これは建築基準法の施行令第114条に載っております。ある程度設計事務所に伺いましたら、こういうことはすぐ頭に浮かんでくることだということで伺いましたので、私個人的にこの設計した設計事務所のほうへ直接電話してお伺いしたところ、設計事務所のほうでは、一応ミスでしょうということでミスを認めてくれました。ですが、ミスを認めましたが、全協で説明があった保育園改築工事の流れの中で、先にきちんとした図面ができて、積算をして入札すればこういうことはなかったですけれども、契約が先で、確認申請が後ということで、どうしようもないという話を受けまして、私もそれに納得をいたしました。

それで、島田市とか藤枝市、どうかなと、ちょっと伺ってみたところ、島田市ではこういうものに関しては追加として認めていると。藤枝市は、表の金額を変えないで中身の変更によってその追加分をその中で合わせると、そういうふうに伺いました。吉田町はどうかなという、まだこの辺がはっきりしていないので、こういうことについてのちゃんと決まりをつくるかどうかということをお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 議員おっしゃるとおりでございます。今回の発注につきましては、最終的な工期が3月ということの中で、申請と同時に、まだ確認済書が出る前に入札が行われたという状況の中でございます。本来の工程を考えまして、私としては今後の工事も控えてございますが、確認済書がおりた後に発注という形をとってまいりたいと思えます。今回は特異な例でございますので、その辺のところは、私どもとしては特異な例であると考えております。その決まりをどうつくるかというのは、議員おっしゃるように、請負金額の中でやりくりができる、そういった確認の中の変更でしたらよろしいかと思うんですが、金額の変更が生じるということ、これは新たに全く新しいものが出てくれば、それは当然変更契約ということでしょうけれども、その中で申請のときの少額のもので請負金額の中で処理できるという形のものであれば、その中で処理していくという形がよろしいんじゃないかと思えます。

○議長（吉永満榮君） 決まりについてはどうですか。

契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 議員のほうから一定のルールをという御質問でございますけれども、この契約につきましては、金額に変更を生ずる程度のものであるかどうかということが変更をお願いするかどうかという一つの目安でございますので、金額に変更を及ぼさない限りにおいて、工事の内容変更等で対応できるものであれば、それで対応いたしますし、金額を変更せざるを得ないような中での変更ということであれば、やはりこういう形をお願いをしなければいけないということですので、一定のルールの中で行うということではなくて、それぞれの工事の変更内容によって判断されるべきものというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今回のことはそんなにあることじゃなくて、たまたまいろんなことが重なって、条件が重

なっさうこういふことになつたといふのは理解できるもんでさうから、これがもう二度とないといふことはないもんでさうから、今回こういふ形になつたといふことに限らないで、ある程度さの決まりといふかつくってやれば、今、八木課長が言つたように、全体さ金額さ中で中身を上手にやつて金額を合わせるといふと、結局仕様が変わつてきて、どちらかといふといひものが落ちてくるといふ感じで受けられるもんでさうから、そうじゃなくてあくまでも追加は追加で認めればいいと思ひますもんでさうから、さういふ点で、さうすると結局は表向きも変わつてくるといふことなもんで、それは吉田町は吉田町なりに決めればいいと思ひますもんでさうから、さういふ場合は、今回さような特定な理由さときは認めるとかといふような、さういふ形でやつてもらえばいいじゃないかなと私はさう思つたもんでさうから、再度お伺ひしませうけれども。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 議員のおっしゃること、非常によくわかります。判断基準としては正しいかといふふうと思ひます。ただ、実務をを行う上で、極力もともとの設計に変更を及ぼさないうちで工事を施工するといふことが鉄則でございますので、その内容に変更が生じるような場合には、当然金額にかかわってくるものが、さういふケースが多いわけですので、さうした場合には変更をお願いするといふことは実務上どうしても必要なことでございます。やはり金額にかかわらないうちに変更できないうちかどうかといふことが、我々の議案提出させていただくかどうさかの判断基準といふふうに考へておりますので、ぜひさうしたことで御理解をいただきたいといふふうと思ひます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

自分の説明がちょっと足りなかつたもんで申しわけないですけれども、あくまでもこの新しく出されたものさの6番目さの確認許可申請さ条件に伴う追加と、こういふ形で、ほかの変更とかといふものは従来どおりでよろしいと思ひますが、こういふ今回特別で、これが自分がちょうど前回は反対した理由にもなつているもんでさうから、これだけはやっぱりちゃんと決めて、この順番が逆になつちやつたもんで、こういふふうに図面に新たに載つちやつて追加になりましたよといふもんだもんで、こういふこと自体をちゃんと決めておいてもらふといふことで、今全体のことじゃなくて、説明がちょっと足りなかつたですけれども、このことについてはさういふことで決まりをつくつてほしいといふことで今質問をしまつたもん

ですから、もう一度お伺いしたいですけれども、もう一つ、3回目なもんでもう1個質問しますけれども、調整池が本当に安全性があるかどうかということでちょっと自分は疑問が生じました。結局このごろの天気は、ゲリラ的集中豪雨というか、短時間でざっと雨が降ったりして、そうするとあの調整池は、極端に言うとプールのような状態になっちゃうんですよね。水をためるための池なもんですからね。だもんで、そういった場合に、以前、中央児童館なんか、玄関の入り口のところに水がわいていてせせらぎになっているところがあったですけれども、あそこも結局水があるとうつ伏せに倒れて死んじゃうと困るというような意見があって、結局何年か水が流れなかったと。このごろ流れていますけれども。そういうこともあるもんですから、本当に調整池に、今さくがないような状態ですよ。それでいいのかどうか。安全性の面で。結局もう少したってから危険だからまた追加をお願いしてやろうという、また設計変更かなという、またこうやってここでこういう議会上程されて審議しないかんもんですから、もうあれが本当に安全であって、今後そういう設計変更がないかどうかということの一つはしっかり聞いておきたいと思いますが、その2点、お願いします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） それでは、1点目の⑥のこうした場合のルールということで再度御質問いただきましたのでお答えいたしますが、こうした今回のようなケースの場合は、どうしても新たな追加工事の発生ということになりますので、こうしたケースの場合には、ぜひお認めいただけるようお願いをしたいと。我々としても、こういう場合には増加の変更をさせていただくというつもりで今後対応させていただきたいというふうに思います。

その前に、こうしたことができるだけ発生しないように、我々も事務処理行ってまいりますが、こうした異例の場合には、変更議案の提出が通例であるというようなルールを知らしめていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 今回の保育園につきましては、調整池兼園庭という形でございます。ですので、調整池の容量というのは開発行為許可申請の中で土木事務所のほうで許可をいただいていると。確率としますと、私は専門家ではございませんですが、流量計算をされまして、時間的にあそこほどのくらい流れ込むか、まずそういうことに基づいてあそこに導くU字溝、そういったものの大きさとかすべてが計算されており、聞くところによりますと、100年確率の雨量で計算するというようなことでございます。

以前、私もちょっと言ったかもしれませんが、私の聞くところによりますと、時間雨量20ミリ程度ならそのまま流れていくという形でございます。

また、今おっしゃられたように、外部からの侵入につきましては、保育園全体がフェンスで外部侵入を防ぐという形で、保育園全体の外周にはすべてフェンスを設けてございますので、外部侵入ということは防げるかと思っております。

以上です。

〔「議長、ちょっと質問と答弁が違うようで」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

自分がフェンスのことを今言ったのは、調整池においていく階段みたいのがあって、スロープとかあって、運動場でそれ使うもんで当然そうになっていますけれども、深くなっているもんですから、外周はフェンスがありますが、保育園の建物からおりにいくに何も無いということで、雨がたくさん、このごろの気象が悪いもんですから、ゲリラ的に雨が降った場合、一気に水がそこへたまると量が多くなると思います。そのとき、急にぱっと晴れ上がって、子供らが外に出たとき、水がたまった調整池に対して落ちたりして事故が起きないですか。そのためにフェンスをやったりすることが必要じゃないかと自分が思ったもんですから、そういうことは今後そういう追加工事として出ないんですか、安全性は大丈夫ですねということで伺いました。だもんで、外周のことじゃなくて、保育園の建物から調整池に行くところの、いわば両方兼ねてやっているもんで、あると邪魔になるとは思いますが、その辺で安全性という問題が確かに確保できているかどうかということで、今、今後もそういう追加はないですねということを伺いましたので、いま一度。

それと、契約管理課長のほうですけれども、納得しましたけれども、一応特別なことでなかなかないことですが、だからこそ、別に本来の順番でこういうことがあるということは、設計事務所の完全なミスだもんで、それはもう受け付けないというのは当たり前で、それは認めることはできません。ですけれども、今回順番が逆だったもんで、いたし方ないなということで自分もそういうふうに納得しているもんですから、そういうことを一つ特別な場合ということでうたっておいてくれれば、今後当たり前に判断できるということできるもんですから、そういうことでお願いしましたので、それぞれもう1回答弁をお願いします。

○議長（吉永満榮君） まず、出入口のこと。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君）　ちょっとその、今まで制限解除後、あそこの上に調整池というグラウンドつくってからあそこへ導水しているんですが、今までに聞いたところによりますと、水がたまったことはないというふうに聞いておりました。

それから、今おっしゃられる安全対策ですね。どういった方法があるかということ、またこれ園庭の使用基準とか保育士がどういった点で判断したり、統一的な安全管理、すべて園庭のみならず、周辺との絡みも含めて、保育園管理の安全対策ということの中で対応してまいりますと思います。当然、いろんな場面が想定されますから、今のところ現行で様子を見てまいりたいと思っております。

○議長（吉永満栄君）　契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君）　御質問いただきました件につきまして、いわゆる今回のようなケースの場合、そうした御事情をはっきりと説明いたしまして、こういう中でお認めいただくということで、審議の中でこうしたケースはお認めいただけるというようなルールをとということでございますので、そうした状況を私ども説明をさせていただいて上程させていただくという当局の姿勢を申し上げたというふうに思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（吉永満栄君）　よろしいですか。

そのほか質疑ありますか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君）　5番、藤田でございます。

さきの全協で、冒頭、町長のほうから今回の事案についての詳細なる御説明を受けたわけで、また担当課長からも受けまして、大筋においては納得したわけでございます。ただ、町民の皆様方に真実のところの説明という部分におきますと、本日の臨時会での説明に抜けている点が多く、それが一部町民の皆様方に御案内申し上げるといことは、非常に本質的なところの説明において非常にまずい面があると思ひまして、あえて質問させていただきます。

変更事項の1番、2番、4番、5番でございますが、これにおいては、当初に基本設計においてこのような仕様になっていたということですが、昨今の原油高、鋼材高によって、予定価格におさまるケンセイがないために、実施計画において仕様を最低限といいますか、安全確保できる範囲で、基準にかかる範囲で仕様を変えたということですが、再度検討した結果、やはりより安全ということで今回変更となったというような御説明であり

ましたが、その点について、議会の中で、議場の中での説明をお願いしたいと思います。

それと、3番目におきまして、土地利用委員会の措置検討事項です。措置検討事項ですので強制力はありますが、土地利用関係の委員会は、平成20年1月9日開催。土地利用の承認は平成20年3月12日でございます。半年以上前に措置検討事項があったわけで、こちらに関しましては6月議決されてから今回の変更の臨時会の間に指摘されたわけではなく、昨年度末において指摘された事項であります。これが変更になった理由もお願いしたいと思います。

5番目です。5番目におきましては、基本設計の中に、前回の全協の中でも社会福祉課長がお話しいただきました5園の園長会議において要望事項をいただいているということで、私も資料確認しました。全部でA4の6枚ほどの各園からの新園に対する御要望事項があります。その中に、今度追加になります5番目の項目も挙がっているものですから、やはり前々からわかっていたということで、やはりこの辺の追加ということで、この文書だけが表に出ますと、よりよいものなんだということでありますけれども、もう事前に検討されていくということで、やはり本質部分が町民の皆様方に理解できないと、何で臨時会までやってさゆり保育園の改築を厳しい経済下の中で議員はやっているんだということになりますし、当局も苦慮している過程をやはり町民にお教えすることがやはり開かれた議会だと思っておりますので、その点です。

最後でございますが、地中埋設物の処理、ヒューム管の件ですが、これは中央児童館の工事においてもああとふるの調整池があそこにありまして、工事をしたときにちょうど出てきております。それも図面拝見させていただきました。ということは、ある程度あそこにヒューム管があるということは、調整池に入るヒューム管と出るヒューム管があるわけですから、ある程度想定内の出来事であったのではないかなということで、やはりここにおいても突然降ってわいた遺物ではなく、ある程度調査してあれば発見できた可能性があるが、残念ながら気がつかなかったというような見解ではないかと思っておりますので、そこもやはり今後のこともありますので、それを云々じゃありませんが、今後のことを踏まえて事後の事務の健全化という意味から、やはりそういったものは正しく伝えるべきではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 1点目のアスファルト舗装でございますが、当然当初は透水性というふうなことも考えてございましたが、いろんな資材等でほかの部分削れない部分

がございますので、標準的なアスファルトと。実施設計においてはそのような形にしたと。

それから、柵の追加なんです、議員にもお見せしましたとおり、あれだけではございませんで、あれは当初つくる、基本設計のときにどういったことが保育園で施設として望まれるかという保育士及び調理員の方々のお話を聞いたと。それに基づいて基本設計組んで、今度実施設計になったわけですね。実施設計の段階で、やはり今まで説明しましたように、標準的以上のものとはということを考えました部分が当然ございます。

それともう1点は、これは基本的なことではよく保育士さんをお願いするんですが、保育士さんが使いやすい保育園じゃないんだよということですね。子供の安全・安心ができるところが保育園なんですよと。ここに例えば蛇口なり手洗いをつけた場合に、保育士さんがすぐ手を洗うことができるでしょうけれども、例えばそれが出っ張っている状況であれば、子供が、子供は身長が60センチとか小さいですから、頭をぶつけないかとか、そういった配慮。保育士側がそういう配慮をしなくてはいけないというふうに考えてございますので、一部実施設計の中では手をつけた部分がございます。

それから、3番目、ヒューム管でございますが、児童館の建設のときの竣工図ですね。あれを確認しましても、一番東側から入って現在2番目の調整池へ落ちていると。それで一番初めのときはどうなっていたかという、多分担当がお見せしたのは、こういう形になっていたんだらうということで担当もちょっと苦慮しておりまして、60センチのヒューム管、ちょうど児童館の竣工図見まして、河川へ落とす最終口が60センチのヒューム管なんです。だらうの推理なんです、一番初めにはあとふるつくったときに、現在児童館の横あたりにあったんじゃないかなと。それをあとふるから導水して、2番目の調整池、現在3番目といいますが、2番目のほうへ流していったと。児童館つくるときにはそれが邪魔になったものだから、それを取った。取って、新しいものをつくって、新しいほうへ導いておりますので、当然そういう処理はされている、竣工時においてはそういうことですので、あくまで多分担当がお見せしたのはこうだらうというもので、担当もちょっと何であそこにあるのかなというので非常に考えておりました。私は、多分配水側であらうと。それが放置されていたんでしょうというのは、御指摘のとおりもっと深く推理すればよかったんでしょうけれども、出てきて初めてそうではないかという、いろんな図面を調べてそういった、これも推理であります、そういったことで考えております。直近の竣工図を調べたところでは、やはりそういった形跡は見られないということで、今御指摘のように、もっと深く推理すればよかったかもしれませんが、まさかという気持ちが私の正直な気持ちでございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 今の御説明の中で、初期の仕様に戻したという認識でよろしいんですか。その確認をとりたいと思いますので、お願いします。

それと、今出ましたヒューム管ですけども、今のことを言っているんじゃないくて、私が問題にしているのは、やはり最初にはあとふるやったときの図面がしっかり整備されて、要するによそのところを手当てして新規にやった場合、地中から何か出てきたり、遺物が出てきたものであれば町の責任はないですが、町の財産のところで行っている、町の工事についての過去のものが新たな町の工事において出てきたと。そこを問題にしているわけでありまして、やはりその事務処理というものが、やはりしっかり連携がとれていたかということの確認です。ですから、今の担当課がどうのこうのじゃなく、以前の書類等の管理も含めて、今後町の工事においてこのようなことがないように思いまして質問しているわけでございます。

それと、もう1点追加でございますが、これは過去の議会において課長答弁で、ちょうど調整池から出るということで13センチ角ということで開発行為の図面も見ましたので、イチイチの理論でいきますと別に問題ないと思いますが、出たところの川が町の管理する小川でございますが、石積みの2段でせせらぎ的な要素を持たせた川でございます。そこに水も流しまして、最初の基本のお話だったと思いますが、そのときにはそこで園児がせせらぎの水との触れ合いもしてもいいような御発言があったんですが、これと関連しまして、今回の工事に入っていませんが、今後、ちょうどその上流部には隣組のごみステーションが置いてありまして、そのせせらぎのところにはちょうど入っていけないような格好になっています。今、木も茂っていますし草も伸びている状態です。保育園の園児が園庭で遊んでいるところで、ちょっと一歩外に出ると雑木林と草が生い茂っているというような環境下で、完成の3月はちょうど時期的にも枯れておりますが、保育園の運動会とかそういった時期には草がセイタカアワダチソウ等が伸びて、非常に問題が出るんじゃないかなと危惧するわけで、今後、この保育園と関連しますけれども、せつかくすばらしいものができたんですから、周りの環境も整えていただくような意味からも、過日課長のほうからその川と触れ合いがとれるのではないかという御発言があったと思いますので、そこについての考え方の確認をしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 当初、基本設計の図のとおりでございますが、議員おっしゃるとおり、せせらぎという一つの自然環境をすぐ間近に感じられるという施設。先ほど八木議員がおっしゃったように、児童館の中にもせせらぎ、外にもせせらぎと。周辺環境の保全につきましては、おっしゃるとおりでございますが、工事に入る前、隣地の方とかお話をした中で、湯日川沿いが特に保育園の東側になるので、裏側といったらおかしいですが、湯日川沿いの用水路と川のところが非常に生い茂っている。これがずっとはあとふるのほうまであるから、その管理をということで、当然保育園の入り口側もそうですが、裏側というんですか、向こう側の管理も含めて十分施設が悪い影響というか景観上も、実質虫が飛んできたり何かいろいろなこともあるんでしょうけれども、そういったものを含めて管理には十分徹底してまいりたいと、そう思っております。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか。

〔「基本設計」の声あり〕

○社会福祉課長（八木大作君） 基本設計の理念から実施設計、いわゆる基本設計の理念に戻したという部分でございます。基本設計どおりだった部分と、当然経済情勢等を含めて非常に苦慮した中から標準的なという、それを基本設計の理念に戻したと、そのように考えております。

〔「書類の管理」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） そうですね。町の工事としたものを、事務処理の書類の管理をどうするか。

○社会福祉課長（八木大作君） 書類の管理ということになりますと、いわゆる管理の仕方とすると、私どもわかば保育園の関係ですと、いわゆる補助金とか交付金等の申請書類は私どもが管理して、竣工図、または関係図書は保育園にという形でやっております。

ですので、今回さゆり保育園の撤去につきましての書類を調べておりますが、30年近い前ですが、さゆり保育園に管理されている書類に基づいて財産処分等のものをやっております。

ただ、補助金等、事務方がやるものについては、こちらの集密書庫、いわゆる収納箱に年月日と内容、それから保存期間を記載した一つのボックスの中に入れて集密書庫のほうに管理していると、そういう形でございます。

○議長（吉永満榮君） 藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

最後ですけれども、新しいさゆり保育園が改築しますと、今度は旧さゆり保育園が三障害

ということで、本年度前回の定例会においても補正予算が通ったわけで、基本設計、実施設計を行っていくということでございますが、さゆり保育園の旧の図面があるかどうかはわかりませんが、その辺のところもしっかり確認して工事のほうを進められるように、その辺の一連の書類の確認と、やはり一件書類であるそこら辺のイチダンの土地ということで、社会福祉ゾーンということで、はあとふる、中央児童館、さゆり保育園と年度が三つに完成したときが分かれておりますので、今度、将来的なことも含めまして、図面の一元的な管理をお願いしたいと思うわけでございます。これ、要望ですので、ただ最後に1点ですけども、3月の卒園式に間に合う工事のほうを進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満栄君） そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満栄君） なければ、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満栄君） 以上で、平成20年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満栄君） 閉会に当たり、私から一言ごあいさつ申し上げます。

町民の皆様の福祉の向上、今後の不透明な経済状況下における町財政状況等の視野に立って慎重審議をいただき、議員各位の御協力により無事終了することができました。心から厚くお礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満栄君） それでは、以上をもって、平成20年第2回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時41分